

ひたちなか市長 大谷 明

入札公告（電子入札）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

1 入札対象工事

- | | | |
|----------|---------------------|--------|
| (1) 工事件名 | 管路施設工事（31市単公下南第5号） | |
| (2) 工事場所 | 東石川地内 | |
| (3) 工事概要 | 工事延長 | 393.0m |
| | 管径200mmリブ付塩化ビニル管布設工 | 388.2m |
| | 組立0号マンホール設置工 | 6.0箇所 |
| | レジンマンホール設置工 | 1.0箇所 |
| | 取付管およびます工 | 47.0箇所 |
| (4) 工期 | 160日間 | |
| (5) 予定価格 | 19,980,000円（税抜き） | |

(6) 本工事は、政令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」）により執行する。

2 入札参加形態

単体によるものとする。

3 入札参加資格

一般競争入札の参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) ひたちなか市内に本社を有するものであること。
- (2) ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成6年告示第5号。以下「入札参加資格選定要綱」という。）第16条に規定する平成31年度建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 政令第167条の4の規定により、ひたちなか市の入札参加の制限を受けていない者であること
- (4) ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成6年告示第6号）に基づく指名停止措置を、この公告の日から入札の日までの間のいずれの日にも受けていない者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けている者であり、その審査基準日は契約締結日から1年7箇月以内であること。
- (6) 名簿における土木一式工事の総合点数が790点以上の者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者を適正に配置できること。
- (7) 上記技術者については、引き続き3箇月以上の雇用をしている者であること。
- (8) ひたちなか市が発注した同種工事において施工実績がある場合、工事成績評定点（ひたちなか市建設工事成績評定要綱の規定により採点された評定点をいう。）の平成30年度分の平均点数及び

令和元年度の点数が全て60点以上であること。

(9) ひたちなか市が発注した一般競争入札の手持工事（入札公告の日において現に請負契約が締結されている工事で完了検査が完了していないものをいう。）の件数が2件以内であること。

(10) 本市の市税を滞納していないこと。

4 評価の方法

総合評価落札方式による評価の方法は、入札参加者が提出した評価資料に基づき算出した得点の合計点（以下「評価点」という。）と標準点（100点）の合計点（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を比較する除算方式とし、次に掲げる算式によるものとする。

(1) 技術評価点＝評価点＋標準点（100点）

(2) 評価値＝技術評価点／入札価格

5 落札者決定基準

別紙「ひたちなか市建設工事総合評価落札方式入札（特別簡易型）に係る落札者決定基準」のとおりとする。

6 入札参加申請及び評価資料の提出

入札参加申請及び評価資料の提出は、令和元年7月8日から令和元年7月19日の午前9時から午後5時までに電子入札システム（以下「システム」という。）により行うこと（期限までに評価資料を提出しない場合は評価を行うための実績等がないものと見なす。）。ただし、システムにより難しい場合には、紙入札参加届出書及び一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、あらかじめ承認を得たうえで、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出するものとする。

なお、下記(1)評価資料の⑤～⑦については、1回提出をすれば、年度内に行う入札において有効とする。（年度内に限り、以後に行う総合評価落札方式による入札に参加を希望する場合には提出を要しない。）

※評価資料の添付の方法等に関しては、別添の「総合評価落札方式のフロー（電子入札）及び注意事項について」を参照してください。

(1) 評価資料

①評価点算定資料提出書

今回の工事は、特別簡易型による発注のため、「3 評価点算定資料の提出の有無（3）施工計画（様式第4号）」については、「無」を○で囲み提出すること。

②同種工事施工実績評価資料

契約書等の写しを添付すること。

③配置予定技術者の同種工事施工実績評価資料

技術者の経験等を確認できる書類（CORINS登録の写し等）及び配置予定技術者の資格・免許等を確認できる書類の写しを添付すること。

④施工計画

今回の工事は、特別簡易型による発注のため提出を要しない。

⑤地域活動実績評価資料

ひたちなか市内における前年度及び前々年度の活動について代表的なものを1件記載すること。

ただし、評価の対象となるのは、直前2年度間のいずれにも実績がある場合のみとする。

⑥市と締結した災害発生時の応急対策活動に関する協定書等の写し

市と災害発生時の応急対策活動に関する協定等を締結している団体に加入している者は締結をしているものと見なす。この場合、入札公告日以降で一般競争入札参加資格審査申請書を提出する日（以下「申請日」という。）までの間（入札公告日及び申請日を含む。）に当該団体で発行された

加入していることを証明できる書類（加入証明書等）又はその写しを提出すること。

⑦建設業労働災害防止協会加入証明書の写し

申請日を基準に1年以内に建設業労働災害防止協会が発行された証明書の写しを提出すること。

7 設計図書の閲覧又は貸与

(1) 設計図書は、入札情報サービス（以下「P P I」という。）によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

(2) 書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。

①期 間 令和元年7月8日から令和元年7月24日まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

②場 所 ひたちなか市総務部管財課

③貸 与 貸与は原則として1回を限度とし、1回につき1日を限度とする。

(3) 設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質疑応答書により、令和元年7月19日正午までに、ひたちなか市役所総務部管財課にファクシミリにより提出するものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は令和元年7月22日にひたちなか市ホームページに掲載する。

8 現場説明会

現場説明会は行わない。

9 入札書の提出

(1) 入札書は、令和元年7月22日から令和元年7月24日の午前9時から午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加届出書を提出している場合は、郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出すること。入札書を郵送で提出する場合は、令和元年7月24日の午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

(2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令及びひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）その他関係法令を遵守すること。

(4) 入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出した入札書及び評価資料等の引き換え、変更又は取り消しは認めない。

(6) 最低制限価格は設定しない。

10 工事費等内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。作成方法等は、ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準による。

(2) 提出方法は、システムにより入札書に電子ファイルで添付すること。なお、事前に承諾を得た場合には郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出できるものとする。工事費等内訳書を郵送で提出する場合は、令和元年7月24日の午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

11 入札執行の日時及び場所等

(1) 日 時 令和元年7月25日 午後1時30分

(2) 場 所 ひたちなか市役所 2階 入札室

(3) 入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

12 落札者候補者の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で評価値が最も高い者（以下「第1順位者」という。）から入札参加資格確認書類の提出を求め、入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行い、落札候補者を決定する。
- (2) 第1順位者となるべき入札参加者が2人以上あるときは、システムのくじにより第1順位者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。
- (3) 資格審査の結果、第1順位者に当該入札参加資格があると認めるときは、落札候補者とする。第1順位者に入札参加資格がないと認めるときは、この者の行った入札を無効とし、この者の次順位者について資格審査を行う。
- (4) 落札候補者の入札価格がひたちなか市低入札価格取扱要綱（平成28年告示第30号。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第1条に規定する調査基準価格を下回ったときは、低入札価格取扱要綱第5条に規定する調査を実施する。

1.3 入札参加資格審査書類の提出

第1順位者（又は次順位者）は、下記の入札参加資格審査書類をファクシミリにより提出すること。

(1) 入札参加資格審査書類

- ①技術者の引き続き3箇月以上の雇用関係を確認できる書類（ア～エのいずれかの写し）
 - ア 技術職員名簿（県土木部監理課の受付印のあるもの）
 - イ 監理技術者資格者証
 - ウ 健康保険被保険者証
 - エ その他引き続き3箇月以上の雇用関係にあることを証明できる書類

②施工等実績調書

③主任（監理）・管理技術者配置予定調書

(2) 提出期限

- ①日 時 **令和元年7月25日** 午後5時まで
ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。
- ②送信先 ひたちなか市総務部管財課

1.4 落札者の決定

- (1) 落札候補者が決定したときは、当該落札候補者が総合評価による最も有利な条件の者であるかを審査し、ひたちなか市建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成20年告示第146号。以下「試行要綱」という。）第5条第2項の規定に該当するときは、学識経験者の意見聴取を踏まえ落札者を決定する。
- (2) 落札者を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書により総務部管財課に掲示する方法及びインターネットを利用した閲覧に供する等の方法により公表する。

1.5 入札保証金

入札保証金は免除する。

1.6 契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

1.7 支払条件

- (1) 前払金及び中間前払金については、ひたちなか市財務規則及びひたちなか市公共工事前払金取扱要

綱（平成26年告示第108号）に基づき請求できる。

（2）部分払については、ひたちなか市財務規則に基づき請求できる。

18 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準第6に該当した場合
- （2）市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- （3）同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とを重複して行った場合
- （4）入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- （5）前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

19 苦情申立て等

- （1）入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に市長に対し、落札者とならなかった理由について書面により申し立てることができるものとする。ただし、入札後に当該公告及び設計図書等について不明等を理由として、異議の申立てをすることはできない。
- （2）前項の申立てがあった場合は、申立ての最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答をするものとする。

20 その他

- （1）総合評価に関する審査結果を除き、試行要綱に基づき入札参加者から提出された資料等は公表しないものとする。
- （2）審査書類等の作成費用は入札参加者の負担とし、提出された審査書類等は返却しないものとする。
- （3）その他詳細不明の点についての照会先

ひたちなか市総務部管財課 〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話番号 029-273-0111 内線1225～1227

ファックス番号 029-276-5381